

米国における州レベルでの新たな企業結合事前届出制度の概要

－ワシントン州及びコロラド州における Uniform Antitrust Pre-Merger Notification Act の導入－

北米 & 独禁/通商・経済安全保障ニューズレター

2025 年 10 月 6 日号

執筆者:

辰巳 郁

k.tatsumi@nishimura.com

田中 伸弘

n.tanaka@nishimura.com

梅田 賢

m.umeda@nishimura.com

大竹 祥太

s.otake@nishimura.com

1. はじめに

2025 年、米国ワシントン州及びコロラド州において、企業結合事前届出制度に関する新たな州法が相次いで成立・施行されました。両州は、2024 年に Uniform Law Commission がモデル法として採択した Uniform Antitrust Pre-Merger Notification Act¹（以下「UAPNA」といいます。）を基礎とする事前届出制度を他州に先駆けて自州の法制度として正式に採用したものです。

ワシントン州法²及びコロラド州法³は、連邦レベルでの企業結合事前届出制度等を定める Hart-Scott-Rodino Antitrust Improvements Act of 1976⁴（以下「HSR 法」といいます。）に基づく届出（以下「HSR ファイリング」といいます。）を行う事業者に対し、同様の情報を州司法長官にも提出する義務を課すことで、州レベルでの早期の情報取得と審査の開始を可能とするものです。この制度は連邦レベルの HSR 法に対し、州レベルの規制という意味合いで「Mini-HSR」とも呼ばれ、各州法の施行日以降に提出される HSR ファイリングに適用されます。具体的には、ワシントン州法は 2025 年 7 月 27 日に、コロラド州法は同年 8 月 6 日に施行されており、それぞれの州における施行日以降に行われた HSR ファイリングが対象となります。

従前から多くの州で、州司法長官が連邦レベルとは別に審査を開始するような事例はありましたが、また医療分野における企業結合に関する事前届出手続は定められていましたが、今回導入された UAPNA に基づく新制度は、業種・産業を問わず適用されるものであり、また当事会社が自ら届出をしなければならないという制度であることから、州レベルでの企業結合審査の強化に向けた重要な動きとして注目されます。

¹ <https://www.uniformlaws.org/viewdocument/2024-as-approved-act?CommunityKey=b5259c6c-f8e6-461d-86f8-0184eda403b1>

² <https://lawfilesexternal.wa.gov/biennium/2025-26/Pdf/Bills/Session%20Laws/Senate/5122.SL.pdf?q=20250408163640>

³ https://leg.colorado.gov/sites/default/files/2025a_126_signed.pdf

⁴ <https://www.ftc.gov/legal-library/browse/statutes/hart-scott-rodino-antitrust-improvements-act-1976>

以下の表は、ワシントン州法とコロラド州法の主な内容を比較したものです。

	ワシントン州	コロラド州
施行日	2025年7月27日	2025年8月6日
適用要件	以下のいずれか一つに該当する場合 ① 州内に主たる事業所があること ② 取引の対象である製品・役務の同州における年間純売上高が HSR 法の届出基準額（本稿執筆時点で 1 億 2640 万ドル）の 20%以上（同 2528 万ドル） ③ 同州の医療提供者・医療提供機関	左記の①又は②に該当する場合
提出書類	適用要件①：HSR フォーム及び添付書類 適用要件②③：HSR フォームのみ（ただし、州司法長官の要請があった場合は 7 日以内に添付書類を提出）	適用要件にかかわらず、HSR フォーム及び添付書類
手数料	なし	同左
待機期間	なし	同左
罰則	最大 1 万ドル/日	同左

2. 適用基準

(1) ワシントン州法

ワシントン州法に基づく届出義務の対象となるのは、連邦取引委員会又は司法省反トラスト局に対する HSR ファイリングを行う事業者のうち、以下のいずれかの条件に該当するものです。

- ① 主たる事業所がワシントン州内に所在する場合
- ② 事業者又は当該事業者が直接的又は間接的に支配する者について、当該取引に関連する商品又は役務のワシントン州における年間純売上高が HSR 法の届出基準額の 20%以上である場合（本稿執筆時点における HSR 法の届出基準額は 1 億 2640 万ドルであるため、州法の基準額は 2528 万ドルとなります。）
- ③ ワシントン州で事業を行う医療提供者又は医療提供機関（Healthcare providers / provider organizations。以下「医療提供者等」といいます。）である場合

②の売上基準に関しては、ワシントン州司法長官による最近のガイダンス⁵を踏まえると、HSR フォームに記載された「取引に関連する商品・役務」を基準として判断することになると考えられます。より具体的には、買収者及び対象企業の主要な商品・役務のカテゴリや両者の競合又は競合する可能性のある商品・役務等をベースに判断されることになると解されます。

⁵ <https://www.atg.wa.gov/premerger-notifications>

(2) コロラド州法

コロラド州法に基づく届出義務の対象となるのは、連邦取引委員会又は司法省反トラスト局に対する HSR ファイリングを行う事業者のうち、以下のいずれかの条件に該当するものです。

- ① 主たる事業所がコロラド州内に所在する場合
- ② 事業者又は当該事業者が直接的又は間接的に支配する者について、当該取引に関連する商品又は役務のコロラド州における年間純売上高が HSR 法の届出基準額の 20%以上である場合（本稿執筆時点における HSR 法の届出基準額は 1 億 2640 万ドルであるため、州法の基準額は 2528 万ドルとなります。）

コロラド州法には、ワシントン州法のような医療提供者等に関する別個の適用要件は設けられていません。もっとも、医療分野における届出規制が別途存在していることから、当該規制に基づく届出が求められる可能性は残ります。

3. 届出義務・提出書類

(1) ワシントン州法

ワシントン州においては、上記 2.(1)の適用要件を満たす事業者は、連邦取引委員会又は司法省反トラスト局に対する HSR ファイリングと同時に（contemporaneously）、ワシントン州司法長官に HSR フォームの写しを提出する義務があります。また、いずれの適用要件に該当するかに応じて、添付書類（additional documentary material。4(d)書類（本件に関する市場分析・シナジー分析等に関する資料）や締結済みの合併契約書の写し等）の提出義務の有無が異なります。

- ・ **主たる事業所がワシントン州に所在する場合（適用要件①）**：HSR フォームの提出と同時に添付書類の写しを提出する必要があります。
- ・ **売上基準又は医療提供者等に該当する場合（適用要件②又は③）**：届出時点では HSR フォームの写しのみの提出で足りますが、州司法長官から要請があった場合には、7 日以内に添付書類を提出する義務があります。

(2) コロラド州法

コロラド州においても、上記 2.(2)の適用要件を満たす事業者は、連邦取引委員会又は司法省反トラスト局に対する HSR ファイリングと同時に、コロラド州司法長官に HSR フォームの写しを提出する義務があります。

もっとも、ワシントン州法とは異なり、主たる事業所基準（適用要件①）又は売上基準（同②）のいずれに該当する場合であっても、HSR フォーム及び添付書類の両方の写しを提出する義務があるとされています。さらに、州司法長官から要請があった場合には、7 日以内に添付書類の追加提出が必要になります。

4. 届出方法

(1) ワシントン州法

ワシントン州では、上記 2.(1)の適用要件を満たす事業者は、当面の間、ワシントン州司法長官事務所に電子メール（hsrnotices@atg.wa.gov 宛）で HSR フォームを提出し、添付書類は SFTP 経由で送信する必要があります。もっとも、将来的に新たなウェブベースの提出システムを導入予定とされています。

(2) コロラド州法

コロラド州では、上記 2.(2)の適用要件を満たす事業者は、まずはコロラド州司法長官事務所のウェブサイトから受付フォーム（Intake Form）⁶を用いて必要情報を提出する必要があります。その後、コロラド州法務局から資料の提出方法に関する詳細な指示が届くことになります。

5. 手数料・待機期間

ワシントン州法及びコロラド州法のいずれにおいても、HSR 法とは異なり、HSR フォーム又は添付書類の提出に関して手数料は課されません。

また、HSR 法では原則 30 日間の待機期間（waiting period）が設けられていますが、両州法では待機期間は規定されておらず、届出後のクリアランスという仕組みは採用されていません。したがって、HSR 法に基づく待機期間を除けば、州法上は届出後直ちにクロージングを進めることも特に妨げられません。ただし、既存の競争法の枠組みに基づき、州司法長官による差止訴訟等が提起される可能性がある点には留意が必要です。

6. 罰則

ワシントン州法及びコロラド州法では、届出義務に違反した場合、一日当たり最大で 1 万ドルの民事罰が課される可能性があります。この罰則は日単位で累積されるため、違反が継続した場合には罰金額が大きくなるおそれがあることに留意する必要があります。

7. 秘密保持・州間連携

ワシントン州法及びコロラド州法のいずれにおいても、届出に関して連邦法と同様の秘密保持に係る保護が認められています。具体的には、以下の情報が保護対象となります。

- ・ HSR フォーム

⁶ <https://coag.gov/office-sections/consumer-protection/uniform-antitrust-premerger-notification-act/>（米国外からはアクセスが制限される可能性あり）

- ・ 添付書類
- ・ 届出が行われた事実
- ・ 取引の存在

ただし、例外として、ワシントン州 Public Records Act やコロラド州 Open Records Act に基づく情報開示請求や行政・司法手続における開示が認められる場合があります。

さらに、提出された情報は、連邦取引委員会及び司法省反トラスト局に加え、UAPNA 又はこれと実質的に同等の法律を制定している他州の司法長官と共有される可能性があります。このような情報共有が行われる場合、少なくとも 2 営業日前までに事業者に対して通知が行われるとされています。

8. 他州の動向

現在、複数の州で UAPNA に基づく企業結合事前届出制度の導入が検討されており、州レベルでの企業結合審査の強化のトレンドとして注目されています。

- ・ **カリフォルニア州**：2025 年 6 月 2 日に上院で可決。9 月 2 日に下院第 3 読会まで進んだが、同月 8 日、審議保留（Inactive File）となった。
- ・ **ハワイ州、ウェストバージニア州、コロンビア特別区（DC）**：委員会に係属。
- ・ **ネバダ州、ユタ州**：法案は提出されたが、当該会期で可決されず、成立には至っていない。

上記の各州法案は UAPNA に大きく依拠したのですが、ニューヨーク州では、より包括的な独自法案である「Twenty-First Century Antitrust Act」が検討されており、2025 年 6 月 5 日に上院で可決されています。この法案は、既存の独占禁止法を改正するものであり、UAPNA とは大きく構成が異なります。

ニューヨーク州の法案について特に注目すべきことは、適用要件が「州内で事業を行う全ての者」（any person conducting business in the state）とされており、主たる事業所の所在を問題としていない点です。このため、他州の法令・法案と比較して、適用範囲が広がる可能性があります。

9. 実務への影響

ワシントン州及びコロラド州における UAPNA に基づく新たな制度の導入は、企業結合に関する州レベルでの審査体制の強化を示す動きであり、今後の取引実務においても重要な検討事項となります。各企業は、まず、これらの新たな規制の存在・内容を正確に把握した上で、検討中の企業結合が州法の適用要件に該当するかを早期に確認し、州レベルでの届出義務の有無を確認することが不可欠になります。州ごとの売上データの確認・評価作業は実務上の負担が大きいおそれもあり、案件の初期段階から売上分布を把握し、届出義務の有無を確認する体制を整えることが重要と考えられます。

また、実際に届出義務を負う場合には、連邦レベルの HSR ファイリングに加えて州への届出が必要となるため、契約の内容やスケジュールに影響を及ぼす可能性を踏まえる必要があるといえます。新たな制度の下では、州司法長官が HSR フォーム等に早期にアクセス可能となることで、州による企業結合審査への関与が容易になり、州レベルでの積極的な対応が行われる場面も想定されます。そのため、案件の初期段階から州レ

ベルでの企業結合審査の見込みを踏まえた慎重な契約交渉が求められます。

さらに、前述のとおり、ワシントン州及びコロラド州以外の多くの州においても、UAPNAに基づく企業結合届出制度の導入が検討されています。したがって、各州における立法動向を継続的に注視し、制度変更に迅速かつ的確に対応できる体制を整えることが、将来的なコンプライアンス対応の観点から不可欠といえます。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com